

◇鳥取県議会基本条例の新設について

1 条例の新設理由

地域における民主主義の進展と地方分権を推進すべく、公平かつ公正で透明性が高く、県民に信頼され分かりやすい議会を更に目指すため、議会に関する基本事項を定める。

2 条例の概要

(1) 総則	<p>ア この条例は、鳥取県議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会の役割、議員の職務等を明らかにするとともに、議会と県民又は知事等との関係その他の議会の基本事項を定めることにより、県民の負託にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>イ 議会は、地方分権の時代にふさわしい議会を目指し、県民を代表する県政における最高議決機関として、真の地方自治の確立に取り組むものとする。</p>
(2) 議会の役割及び機能	<p>ア 議会は、議決により、県又は議会の意思を確定するものとする。</p> <p>イ 議会は、知事等の事務執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかの監視等を行うものとし、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>ウ 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策立案及び知事等に対する政策提言を積極的に行うものとする。</p> <p>エ 議員は、委員会及び協議等の場において、積極的に議員相互の討議に努めるものとする。</p> <p>オ 委員会は、議会の閉会中又は県庁外における開催、県内外における調査活動の実施等を通じて、県政の課題に対応した機動的な運営を行うものとする。</p> <p>カ 議会は、真の地方自治の確立に向け、継続的に議会改革に取り組むものとする。</p>
(3) 議員の役割及び活動	<p>ア 議員は、高い独立性の下、県民全体の奉仕者、県民の代表者及び合議体の構成員としての職責を果たすため、県又は議会の意思を確定させるための本会議における議案の審議及び県政の課題に関する議論等の職務を行うものとする。</p> <p>イ 議員は、知事等に対し資料の提出又は説明を求める等県政に関する調査活動を行うものとし、知事等は、鳥取県情報公開条例の趣旨にのっとり議員の求めに応じなければならない。</p> <p>ウ 議員は、議員の調査研究活動の充実を図り、もって監視、政策立案等の議会の機能を強化するため、政務調査費の交付を受けるものとし、その用途を公開し、透明性を確保しなければならない。</p> <p>エ 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民の代表として高潔性及び公正性を保持しなければならない。</p>
(4) 議会と県民との関係	<p>ア 議会は、議員の様々な議会活動を通じて、県民の多様な意見を的確に把握し、県政に反映させるものとする。</p> <p>イ 議会は、公聴会、参考人招致等の制度を積極的に活用するとともに、政策立案等の際して県民との意見交換の場を設ける等県民が議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 議会は、本会議、委員会等を原則として公開するとともに、県民が傍聴しやすい環境を整備する等意思決定過程を透明化するものとする。</p> <p>エ 議会は、県民に対し、その諸活動について、多様な広報媒体を用いた積極的な情報提供を行うものとする。</p>
(5) 議会と知	<p>議会は、地方自治における二元代表制の一翼として、知事等との立場及び権能の違い</p>

事等との関係	を踏まえ、対等であり、かつ、緊張ある関係を保ちつつ、県民福祉の向上及び県勢の発展のため、議会の役割及び責務を果たすものとする。
(6) 議会事務局等	<p>ア 議会は、監視、政策立案等の議会の機能を発揮し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 知事は、この条例の趣旨を十分に尊重し、議会が行う議会事務局等の機能の強化等について適切に対応するものとする。</p>
(7) 補則	<p>ア 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合にあつては、この条例の趣旨にのっとりこの条例との整合を図るものとする。</p> <p>イ 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</p>
(8) 施行期日	施行期日は、公布日とする。